

株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番地

株式会社さいか屋

取締役社長兼
社長執行役員 岡 本 洋 三

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月24日（火曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館 1階ホール
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 1 第84期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第84期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.saikaya.co.jp/kessan>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益や雇用情勢は改善傾向にあり、個人消費につきましては、実質賃金が伸びていないことから、足踏み状態ではありますが、総じてみれば底堅い動きとなっており、景気は緩やかな回復基調が続いています。しかしながら、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国経済をはじめとした、アジア新興国や資源国等の景気の下振れ等、わが国景気を下押しするリスクもあります。又、こうしたなかで、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある状況にあります。

百貨店業界におきましては、4月以降の売上高が、7ヶ月連続で前年同月比プラスを確保する等、平成26年の消費増税の反動からは回復の傾向が見られましたが、この冬は暖冬の影響から衣料品が振るわず、年度後半にかけては厳しい状況になりました。又、依然大都市の百貨店を中心にインバウンド効果等を背景に化粧品や美術・宝飾・貴金属が好調に推移し業績を伸ばしておりますが、一方、多くの地方・郊外の百貨店は一進一退の状況が続いており、地域によって業績に差が出ています。

このような状況の下、当社におきましては、今年度から2年間の新中期経営計画を策定し、「百貨店事業の強化」、「関連事業及び新規事業への取り組み」、「財務体質の強化」、「人材育成の強化と組織風土の改革」の4つの主要課題に対応するための施策実行に全社を挙げて取り組んでまいりました。

当連結会計年度における営業の状況につきましては、期初の3月の売上高は、平成26年4月の消費増税前の駆け込み需要による大幅増の反動から前年同月比で大幅にマイナスとなったものの、4月、5月は、消費増税直後の買い控えによる大幅減の反動や川崎店閉店セールが好調に推移したことにより前年同月比で大幅にプラスとなりました。しかしながら、6月以降は、川崎店閉店による規模縮小により、売上高は前年同月比で大きく減少いたしました。

このような経営環境の変化を踏まえ、当連結会計年度において実施した営業施策といたしましては、「百貨店事業の強化」として、3月から横須賀店のリモデルに着手し、6月に大型テナントの「洋服のサカゼン」を導入し、リモデルを完了いたしました。川崎店につきましては、6月3日から、川崎駅東口の川崎日航ホテル3階にサテライト型店舗を出店し、旧川崎店から引き続き川崎地区のお客様との接点を確保する体制を構築し、お中元、お歳暮や学生服の受注におきましては、当初の予定を上回る受注を頂いております。藤沢店につきましては、6月に地階食料品フロアに製菓材料の「富澤商店」、9月には6階リビング用品・インテリアフロアにキッチンのトータルライフショップ「金山新吉」を導入した他、洋雑貨店等の新規ショップを導入し、地元色を強化したフロアに刷新いたしました。又、11月には7階におきましてギフトラッピングの新ショップをオープンした他、期間限定で「東急ハンズトラックマーケット」を開催し、藤沢店のご来店客数は、前年を上回る推移となりました。この他、外商担当者を全社で増員し、更なる営業体制の強化を行いました。又、「関連事業及び新規事業への取り組み」として、新たに担当部長2名を経営企画部に配置する等、積極的に取り組むための体制を強化いたしました。

この他、「財務体制の強化」として、ローコストオペレーションを更に推進するため、各種経費の削減に努めるとともに、費用配分の見直しを含めた効果的な経費運用に取り組んだ他、「人材育成の強化と組織風土の改革」として、外部コンサルタントを活用し、人材育成に係わる制度を見直し、新たな人材育成制度の再構築をスタートいたしました。

以上のような施策を積極的に展開しましたが、川崎店閉店による規模縮小の影響や、前年は町田ジョルナ店の固定資産譲渡益があったこと等により減収減益となり、売上高は264億6千1百万円（前連結会計年度比75.1%）、営業利益は3億9千4百万円（前連結会計年度比72.3%）、経常利益は3億2千9百万円（前連結会計年度比82.0%）となりました。又、藤沢店の固定資産の減損損失を計上したことにより45億7千8百万円の当期純損失（前連結会計年度は30億5千9百万円の当期純利益）となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高及び商品別売上高は次のとおりであります。

店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	12,710 百万円	49.0 %	93.5 %
横 須 賀 店	8,577	33.1	92.0
川 崎 店	4,164	16.1	40.0
町 田 ジ ョ ル ナ 店 (直 営 部 門)	462	1.8	59.7
本 社	7	0.0	85.6
計	25,922	100.0	76.0

注記 上記のほかに、テナント等の諸収入5億1千1百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は264億3千4百万円（前期比75.1%）であります。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構 成 比	前 期 比
衣 料 品	6,926 百万円	26.7 %	75.3 %
身 回 品	2,721	10.5	78.4
雑 貨	4,469	17.2	85.4
家 庭 用 品	950	3.7	84.0
食 料 品	9,100	35.1	73.7
食 堂 ・ 喫 茶	752	2.9	60.2
そ の 他	1,000	3.9	68.2
計	25,922	100.0	76.0

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2億5千万円で、その主なものは百貨店業の改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金のほかリース及び借入金によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 81 期 (平成24年度)	第 82 期 (平成25年度)	第 83 期 (平成26年度)	第 84 期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売上高 (百万円)	39,512	37,703	35,223	26,461
経常利益 (百万円)	546	199	402	329
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	560	104	3,059	△4,578
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	17.96	3.35	98.01	△146.67
総資産 (百万円)	23,551	22,724	21,770	13,792
純資産 (百万円)	3,219	3,330	6,417	1,861
1株当たり純資産額 (円)	79.35	82.94	181.81	35.87

- 注記 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 81 期 (平成24年度)	第 82 期 (平成25年度)	第 83 期 (平成26年度)	第 84 期 (当期) (平成27年度)
売上高 (百万円)	38,344	36,574	34,099	25,922
テナント及び 手数料収入 (百万円)	1,103	1,085	1,091	511
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	538	87	3,035	△4,766
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	17.24	2.81	97.23	△152.71
総資産 (百万円)	23,165	22,381	21,486	13,329
純資産 (百万円)	3,328	3,423	6,485	1,740

- 注記 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファトレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

(4) 対処すべき課題

わが国の経済情勢の先行きを展望いたしますと、企業収益や雇用情勢は改善傾向にあることから、今後も緩やかに回復していくことが期待されます。しかしながら、中国経済をはじめとした、アジア新興国や資源国の景気の下振れ等、景気を下押しするリスクもあり、予断を許さない状況となっております。

当社を取り巻く環境につきましても、依然として近隣商業施設や商圏間の競争は激しく、又、商圏内人口の減少や高齢化等もあり、営業環境は厳しさを増しております。

このような状況に加え、地方・郊外型の百貨店の業績は一進一退の状況が続いている他、個人消費の先行きも不透明であることから、当社におきましては、売上減少に歯止めをかけ収益力向上を図るための営業施策の策定及び実行が喫緊の課題となっております。

又、財務面においても、今後の借入金返済計画を確実に履行するため、ローコストオペレーションを継続し、安定したキャッシュ・フローを確保するとともに、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化する必要があります。

以上のような経営環境の先行きと課題を踏まえ、以下の課題に取り組んでまいります。

① 百貨店事業の強化

藤沢店・横須賀店の2店舗において、平成28年2月期に導入した新規テナントや既存の大型テナントと協調しながら、販売計画を見直すとともに媒体戦略を強化し、商圏のお客様の来店促進と店舗売上高の向上を図る他、川崎地区のお客様との関係強化を図るため、川崎店の外商担当を増員する他、各店の外商部門の体制を見直し営業活動の強化を図ります。

② 関連事業及び新規事業への取り組み

川崎店（サテライト型店舗）、町田ジョルナ店（店舗運営管理業務委託）の運営を引き続き展開し、収益力の向上を図る他、百貨店運営のノウハウを活用した関連事業や新規事業を積極的に展開してまいります。

③ 財務体質の強化

経営の安定化を確実なものとするためには、今後も、全社において経費削減等によるローコストオペレーションの継続と、百貨店事業を核とした収益力の向上により自己資本の充実を図ります。

④ 人材育成の強化と組織風土の改革

当社グループの安定的な事業運営と今後の成長を実現させるため、引き続き外部コンサルタントの活用等を含めた人材育成に関する投資を行うとともに、女性・若手社員の登用等を積極的に行い、全社一体となって当社グループの成長を推進する組織風土の醸成に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

事業内容	主 要 業 務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

(6) 主要な営業所（平成28年2月29日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川 崎 店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横 須 賀 店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤 沢 店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町 田 ジ ョ ル ナ 店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(7) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
220 名	△29 名

注記 1.使用人数には、グループ外への出向者（6名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー367名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
208 名	△30 名	43.5 歳	19.3 年

注記 1.使用人数には出向者（9名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー355名がおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）
当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	4,240 百万円
三井住友信託銀行株式会社	739
株式会社三井住友銀行	690

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年2月29日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式 60,000,000株

A種優先株式 1,500,000株

② 発行済株式の総数

普通株式 31,353,142株

A種優先株式 1,483,036株

③ 株主数

普通株式 3,127名

A種優先株式 1名

④ 大株主（上位10名）

イ. 普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
浅山忠彦	5,000 千株	16.02 %
京浜急行電鉄株式会社	4,430	14.19
さいか屋取引先持株会	2,675	8.57
株式会社横浜銀行	1,337	4.28
クレディスイスアーゲー チューリッヒ レジデント トウキョウ	794	2.54
鹿島商事株式会社	625	2.85
宝天大同	378	2.00
日本証券金融株式会社	368	1.18
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	319	1.02
株式会社SBI証券	315	1.01

注記 持株比率は自己株式（140,243株）を控除して計算しております。

ロ. A種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社横浜銀行	1,483 千株	100.00 %

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

(平成28年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長兼社長執行役員	岡 本 洋 三	営業推進本部長
取締役専務執行役員	友 成 直 雄	経営企画部長兼経営企画部・総務部担当
取 締 役	上 野 賢 了	京浜急行電鉄株式会社取締役 株式会社京急百貨店取締役社長 株式会社京急ショッピングセンター取締役 株式会社ジェイコム南横浜取締役
取 締 役	高 橋 理 一 郎	R & G横浜法律事務所代表パートナー 株式会社サンオータス取締役
取 締 役	須 賀 一 也	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクスティ代表社員
常 勤 監 査 役	飯 田 哲 男	
監 査 役	石 田 修	株式会社横浜銀行常勤監査役 株式会社ヤマト監査役
監 査 役	森 勇	中央大学大学院法務研究科教授 コモンズ総合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社監査役 太陽ホールディングス株式会社取締役

- 注記 1. 取締役上野賢了、高橋理一郎及び須賀一也の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石田修及び森勇の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役石田修氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役高橋理一郎、須賀一也並びに監査役森勇の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当
鈴 木 士 文	平成27年5月26日	任期満了	取締役
天 野 克 則	平成27年5月26日	任期満了	監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (3)	35 百万円 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	14 (4)
合 計 (うち社外役員)	10 (6)	49 (11)

- 注記 1. 上記には平成27年5月26日開催の第83回定時株主総会の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与1百万円は含まれておりません。
3. 取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、昭和63年5月26日開催の定時株主総会において取締役15,000千円(月額)、監査役1,500千円(月額)と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役上野賢了氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役を兼務しております。なお、京浜急行電鉄株式会社は、当社の議決権を14.30%保有する大株主であります。また、株式会社京急百貨店の取締役社長も兼務しており、株式会社京急百貨店は当社と同種の営業を行っております。また、同氏は、株式会社京急ショッピングセンター並びに株式会社ジェイコム南横浜の取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間には特別な関係はございません。
- ・ 取締役高橋理一郎氏は、R & G横浜法律事務所代表パートナー並びに株式会社サンオータスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間には特別な関係はございません。
- ・ 取締役須賀一也氏は、須賀公認会計士事務所並びに監査法人ネクスティの代表社員を兼務しております。なお、当社と同事務所並びに同監査法人の間には特別な関係はございません。
- ・ 監査役石田修氏は、株式会社横浜銀行の常勤監査役を兼務しております。なお、株式会社横浜銀行は当社の議決権を4.31%保有する大株主であり、当社は株式会社横浜銀行より融資を受けております。また、同氏は、株式会社ヤマトの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はございません。
- ・ 監査役森勇氏は、現在コモンズ総合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所に所属する別の弁護士と顧問契約を締結しております。また、同氏は東洋水産株式会社の社外監査役並びに太陽ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両社の間には特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席、発言状況

取締役上野賢了氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち10回に出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

取締役高橋理一郎氏は、当事業年度において就任後開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

取締役須賀一也氏は、当事業年度において就任後開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

監査役石田修氏は、当事業年度において就任後開催された取締役会10回のうち8回、また、監査役会には10回のうち、8回に出席しており、主に出身分野である銀行業務を通じて培った専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

監査役森勇氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、また、監査役会には13回のうち12回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

・新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	28	百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額	4	
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32	

注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
マイナンバー制度対応に関する助言業務

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

<不再任>

1. 監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役3名と社外監査役2名を継続選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上を図っております。
- ② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底を行っております。
- ③ 総務部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議を行うとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定を行っております。
- ④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導を行うとともに是正・改善措置を講じております。
- ⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
- ② 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。
- ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
- ② 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
- ③ 取締役会及び経営会議において業績他、主要事項の進捗管理を行っております。
- ④ 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定を行っております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。
- イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は毎月当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
- イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。
- ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的に行うための必要な規程類を整備しております。
- イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績他、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンスマニュアル」を配布し法令等遵守の徹底を行っております。
- イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置しません。
8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査役の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。

9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査役の職務を補助しうる人材を配置します。

10. 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
- ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。

11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の全役員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。

12. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役請求に基づき、会社法第388条の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

13. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会又は監査役は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換を行うとともに、内部監査部署とも連携を図ることとしております。
- ② 監査役は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備を行っております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行うほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を月2回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

② リスク管理体制について

リスク管理委員会を月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告を行うとともに、その対策について検討を行い、必要に応じた対応を実施いたしております。

③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議を行っております。また経営会議では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定を行っており、取締役会に定期的な報告を行っております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役職員に配付し、法令等遵守の徹底を行っております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、代表取締役又は取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役の監査体制につきましては、月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有を行っております。

監査役は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時行うとともに、実地調査を行っております。

また、社外取締役と監査役は情報共有や意見交換を行っております。

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	13,792,058	負 債 合 計	11,931,037
流 動 資 産	2,973,688	流 動 負 債	4,555,225
現金及び預金	1,332,291	支払手形及び買掛金	1,700,744
受取手形及び売掛金	498,392	短期借入金	473,430
商 品	838,413	未払法人税等	3,372
貯 蔵 品	33,859	商 品 券	895,831
未 収 入 金	185,031	賞 与 引 当 金	16,310
そ の 他	85,708	商品券回収損引当金	631,107
貸倒引当金	△10	ポイント引当金	43,673
固 定 資 産	10,818,370	そ の 他	790,757
有 形 固 定 資 産	7,756,287	固 定 負 債	7,375,811
建物及び設備	2,797,040	長期借入金	6,120,129
土 地	4,828,822	退職給付に係る負債	386,210
リ ー ス 資 産	103,168	資産除去債務	222,836
そ の 他	27,255	繰延税金負債	187,775
無 形 固 定 資 産	75,443	そ の 他	458,858
そ の 他	75,443	純 資 産 合 計	1,861,020
投資その他の資産	2,986,638	株 主 資 本	1,803,239
投資有価証券	389,103	資 本 金	1,945,290
破産更生債権等	14,883	資 本 剰 余 金	1,637,078
敷金・差入保証金	1,645,716	利 益 剰 余 金	△1,736,731
建設協力金	61,970	自 己 株 式	△42,398
長期前払費用	888,455	その他の包括利益累計額	57,780
貸倒引当金	△13,490	その他有価証券評価差額金	57,780
資 産 合 計	13,792,058	負債・純資産合計	13,792,058

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年 3 月 1 日)
(至 平成28年 2 月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	26,461,157
売 上 原 価	20,856,940
売 上 総 利 益	5,604,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,210,184
営 業 利 益	394,033
営 業 外 収 益	105,389
受 取 利 息	1,089
受 取 配 当 金	3,217
雑 収 入	101,081
営 業 外 費 用	169,857
支 払 利 息	148,615
雑 損 失	21,242
経 常 利 益	329,564
特 別 損 失	5,086,594
固 定 資 産 除 却 損	19,359
減 損 損 失	5,067,235
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	4,757,030
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,758
法 人 税 等 調 整 額	△189,537
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失	4,578,250
当 期 純 損 失	4,578,250

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 3月 1日
至 平成28年 2月 29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,945,290	1,637,078	2,827,339	△41,988	6,367,719
当 期 変 動 額					
税率変更による 積立金の調整額			14,179		14,179
当 期 純 損 失			4,578,250		4,578,250
自己株式の取得				△409	△409
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△4,564,070	△409	△4,564,480
当 期 末 残 高	1,945,290	1,637,078	△1,736,731	△42,398	1,803,239

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	49,386	49,386	6,417,106
当 期 変 動 額			
税率変更による 積立金の調整額			14,179
当 期 純 損 失			4,578,250
自己株式の取得			△409
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	8,394	8,394	8,394
当 期 変 動 額 合 計	8,394	8,394	△4,556,085
当 期 末 残 高	57,780	57,780	1,861,020

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社は、アルファトレンド株式会社、株式会社さいか屋友の会であります。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

適用外の非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は2月末日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 (リース資産を除く) ①償却方法
定率法によっております。
ただし、横須賀店、サンパール藤沢ビル及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。
- ②耐用年数及び残存価額
法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (ロ) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (ハ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金 将来における債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため引当てたもので、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (ハ) 商品券回収損引当金 商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

- (二) ポイント引当金 期末ポイント未使用残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
- (ホ) 店舗閉鎖損失引当金 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、「退職給付会計に関する実務指針」(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法を採用しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
(イ) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
(ロ) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「投資その他の資産」のその他に含めていた「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
建物	1,832,550	根 抵 当 権	長 期 借 入 金	6,293,559
設 備	494,813	根 抵 当 権		
土 地	4,727,435	根 抵 当 権		
投資有価証券	340,340	根 質 権		
合 計	7,395,140		合 計	6,293,559

(注) 長期借入金は、短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,088,464千円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

主要な販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

販 売 費	470,231	退 職 給 付 費 用	47,472
宣 伝 費	449,479	地 代 ・ 家 賃	821,548
給 料 手 当	1,317,860	減 価 償 却 費	613,364

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,353,142	—	—	31,353,142
A種優先株式	1,483,036	—	—	1,483,036
自己株式				
普通株式	136,146	4,097	—	140,243

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加4,097株であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については銀行預金に限定し、また、資金調達については銀行より借入及び社債等により調達する方針です。

デリバティブは、将来の相場変動リスクヘッジとして導入する事としており、投機目的のための取引や短期的売買差益の獲得を目的とする取引の利用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式等は、主に当社グループと資本関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金・差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

当該リスクについては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2) 参照のこと)

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,332,291	1,332,291	－
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	345,872	345,872	－
(3) 敷金・差入保証金	1,645,716	1,537,692	△108,023
資産計	3,323,880	3,215,857	△108,023
(1) 支払手形及び買掛金	1,700,744	1,700,744	－
負債計	1,700,744	1,700,744	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

○資産

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

(3) 敷金・差入保証金

敷金・差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローの残存期間に対応する国債の利回り等により割引いた現在価値により算定しております。

○負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
1. 非上場株式 (* 1)	38,152
2. 関係会社株式 (* 1)	5,077
3. 長期借入金 (* 2)	6,593,559

(* 1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(* 2) 中期経営計画に基づき、平成29年2月までについては、金銭消費貸借契約による約定弁済の予定ですが、平成29年3月以降のリスケジュールは未定であることから時価を合理的に算定できないため、時価開示の対象から除いております。なお、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金）については長期借入金に含めて表示しております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超
1.現金及び預金	1,332,291	—
2.敷金・差入保証金	—	1,645,716
合計	1,332,291	1,645,716

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県その他の地域において賃貸商業施設等を所有しております。なお、一部の賃貸商業施設等については当社及び子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

用 途	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末における時価
賃貸等不動産	3,654	3,654
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	798,810	714,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 35円87銭
- 1株当たり当期純損失 146円67銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月8日

株式会社さいか屋

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口 和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	13,329,462	負 債 合 計	11,588,704
流 動 資 産	2,637,027	流 動 負 債	4,230,649
現金及び預金	1,179,130	買掛金	1,623,274
売掛金	497,195	短期借入金	473,430
商貯蔵品	607,254	未払消費税等	10,948
前払費用	32,074	未払費用	42,320
短期貸付金	32,875	商品券	131,797
未収金	30,000	前受金	754,672
その他の金	205,745	預り金	143,446
貸倒引当金	52,761	賞与引当金	203,224
	△10	商品券回収引当金	14,510
固 定 資 産	10,692,434	ポインント引当金	631,107
有 形 固 定 資 産	7,777,402	その他の	43,673
建物	1,912,643		158,244
設備	881,007		
器具及び備品	26,627	固 定 負 債	7,358,054
土地	4,853,955	長期借入金	6,120,129
リース資産	103,168	預り敷金	231,088
無 形 固 定 資 産	75,443	預り保証金	20,051
商標権	820	退職給付引当金	368,453
ソフトウェア	43,439	リース債務	207,718
電話施設利用権	156	資産除去債務	222,836
無形リース資産	31,027	繰延税金負債	187,775
投 資 そ の 他 の 資 産	2,839,588	純 資 産 合 計	1,740,758
投資有価証券	382,525	株 主 資 本	1,682,977
関係会社株式	26,077	資 本 金	1,945,290
破産更生債権等	14,883	資 本 剰 余 金	1,610,101
敷金	171,795	資本準備金	969,469
差入保証金	1,307,370	その他資本剰余金	640,632
長期前払費用	888,455	利 益 剰 余 金	△1,830,016
建設協力金	61,970	その他利益剰余金	△1,830,016
貸倒引当金	△13,490	固定資産圧縮積立金	286,296
		繰越利益剰余金	△2,116,312
		自 己 株 式	△42,398
		評価・換算差額等	57,780
		その他有価証券評価差額金	57,780
資 産 合 計	13,329,462	負債・純資産合計	13,329,462

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年3月1日
至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	25,922,358
テナント及び手数料収入	511,660
売 上 原 価	20,815,270
テナント収入原価	223,268
売 上 総 利 益	5,395,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,044,440
営 業 利 益	351,039
営 業 外 収 益	104,972
受取利息及び配当金	4,924
雑 収 入	100,047
営 業 外 費 用	168,884
支 払 利 息	148,116
雑 損 失	20,768
経 常 利 益	287,126
特 別 損 失	5,248,842
固 定 資 産 除 却 損	19,359
減 損 損 失	5,229,483
税 引 前 当 期 純 損 失	4,961,715
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△5,342
法 人 税 等 調 整 額	△189,537
当 期 純 損 失	4,766,836

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年3月1日
至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	287,134	308,797	2,326,707
当 期 変 動 額							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				—	△15,017		15,017
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額				—	14,179		
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩				—		△308,797	308,797
当 期 純 損 失				—			4,766,836
自 己 株 式 の 取 得				—			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△837	△308,797	△4,443,020
当 期 末 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	286,296	—	△2,116,312

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	2,922,639	△41,988	6,436,043	49,386	6,485,429
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—		—
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額	14,179		14,179		14,179
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩	—		—		—
当 期 純 損 失	4,766,836		4,766,836		4,766,836
自 己 株 式 の 取 得	—	△409	△409		△409
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—		—	8,394	8,394
当 期 変 動 額 合 計	△4,752,656	△409	△4,753,065	8,394	△4,744,671
当 期 末 残 高	△1,830,016	△42,398	1,682,977	57,780	1,740,758

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

①償却方法

定率法によっております。

ただし、横須賀店の建物、設備及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

②耐用年数及び残存価額

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 将来における債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため引当てたもので、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 商品券回収損引当金 商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法を採用しております。
- (5) ポイント引当金 期末ポイント未使用残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高	
建 物	1,832,550	根 抵 当 権	長 期 借 入 金	6,293,559	
設 備	494,813	根 抵 当 権			
土 地	4,752,568	根 抵 当 権			
投資有価証券	340,340	根 質 権			
合 計	7,420,272		合 計	6,293,559	

(注) 長期借入金は、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金）を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,080,118千円

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

(単位：千円)

種 類	金 額
短 期 金 銭 債 権	51,720
短 期 金 銭 債 務	42,630

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(単位：千円)

種 類	金 額
営 業 取 引 に よ る 取 引 高	
売 上 高	10,363
仕 入 高	893,422
そ の 他	380,820
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高	1,086

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	136,146	4,097	—	140,243

(注)自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加4,097株であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	2,220,221千円
商品券未使用残高	208,265千円
退職給付引当金繰入限度超過額	121,589千円
税務上の繰越欠損金	85,574千円
資産除去債務	47,383千円
その他	62,471千円

繰延税金資産小計 2,745,506千円

評価性引当金 △2,745,506千円

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	136,244千円
資産除去債務	24,089千円
その他有価証券評価差額金	27,441千円

繰延税金負債合計 187,775千円

VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 32円01銭
- 1株当たり当期純損失 152円71銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月8日

株式会社さいか屋

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口 和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月12日

株式会社さいか屋 監査役会

常勤監査役 飯田 哲 男 ㊞

監査役 石田 修 ㊞

監査役 森 勇 ㊞

(注) 監査役石田修及び森勇は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 現行定款第1条（商号）の変更
インバウンドニーズに対応するため、商号の英文表記を追加するものです。
 - ② 現行定款第2条（目的）の変更
当社事業の今後の展開に備えるため、事業目的を追加するものです。
 - ③ 現行定款第4条（公告の方法）の変更
当社の公告方法について、公告の利便性向上と効率化を図るため、電子公告制度を採用することができるようにするものです。
 - ④ 定款変更案第16条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の新設
当社の株主総会参考書類等について、インターネットにより、株主の皆様にご提供することができるようにするものです。
 - ⑤ 定款変更案第33条（取締役の責任免除）の新設
当社の取締役が、その期待された役割を十分に発揮できるようにするものです。
なお、本件については、各監査役の同意を得ております。
 - ⑥ 現行定款第32条（社外取締役の責任限定）の変更
会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことにより、当該契約の締結対象を変更するものです。なお、本件については、各監査役の同意を得ております。
 - ⑦ 定款変更案第44条（監査役の責任免除）の新設
当社の監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるようにするものです。
 - ⑧ 現行定款第42条（社外監査役の責任限定）の変更
会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる監査役の範囲が変更されたことにより、当該契約の締結対象を変更するものです。
 - ⑨ その他
上記に伴い、条数の繰下げを行いません。
2. 定款変更の効力発生時期
本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を発生するものとしたします。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社さいか屋と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1.～2. (条文省略)</p> <p>3.不動産の賃貸ならびにその管理業、建設工事、室内装飾その他一般請負業</p> <p>4.～9. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社さいか屋と称し、<u>英文では、Saikaya Department Store Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3.不動産の賃貸、売買、仲介ならびにその管理業、建設工事、室内装飾その他一般請負業</p> <p>4.～9. (現行どおり)</p> <p>10.<u>集金の代行並びにクレジットカードの取扱いに関する業務</u></p> <p>11.<u>労働者派遣事業</u></p> <p>12.<u>保育園および託児所の運営</u></p> <p>13.<u>物品小売業</u></p> <p>14.<u>化粧品、食料品、菓子類、飲料品の製造、販売</u></p> <p>15.<u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>16.<u>介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p>17.<u>介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p>18.<u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	19.介護保険法に基づく地域密着型介護 予防サービス事業
(新 設)	20.介護保険法に基づく第1号通所事業
(新 設)	21.介護保険法に基づく福祉用具貸与及 び特定福祉用具の販売並びに指定居 宅サービス事業及び居宅介護支援事 業
(新 設)	22.介護保険法に基づく介護予防福祉用 具貸与及び特定介護予防福祉用具の 販売並びに指定介護予防サービス事 業
(新 設)	23.家事サービス業
10. (条文省略)	24. (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(公告の方法)	(公告の方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞 に掲載する方法により行う。	第4条 当会社の公告方法は、電子公告 とする。ただし、事故その他や むを得ない事由によって電子公 告による公告をすることができ ない場合は、日本経済新聞に掲 載する方法により行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第16条～第19条 (条文省略) (種類株主総会)</p> <p>第20条 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第14条、第15条、第17条ないし第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第31条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第20条 (現行どおり) (種類株主総会)</p> <p>第21条 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第14条、第15条、第18条ないし第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第22条～第32条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第<u>32</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>44</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 第47条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第46条～第49条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第50条～第51条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役岡本洋三、友成直雄、上野賢了、高橋理一郎、須賀一也の5氏は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	<p>お かね ち と 洋 三 岡 本 洋 三 (昭和37年9月15日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和60年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社</p> <p>平成9年2月 当社入社</p> <p>平成14年5月 同取締役横須賀店副店長</p> <p>平成16年3月 同取締役藤沢店長</p> <p>平成21年5月 同理事藤沢店長</p> <p>平成22年3月 同専務執行役員 営業推進本部長</p> <p>平成22年3月 同取締役社長兼社長執行役員営業推進本部長 (現任)</p>	38,758株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで当社の取締役社長として経営を担ってきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験により、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			
2	<p>むね ひろ とし ぶん 宗 廣 利 文 (昭和29年11月13日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和55年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社</p> <p>平成12年2月 同営業本部営業企画担当部長</p> <p>平成14年2月 同営業本部MD統括部MD政策担当部長</p> <p>平成16年4月 株式会社アイカード(現株式会社エムアイカード)取締役経営企画部長</p> <p>平成22年4月 株式会社アイカード(現株式会社エムアイカード)専務取締役</p> <p>平成27年4月 株式会社プレジール入社</p> <p>平成27年6月 同営業本部東日本営業部長</p> <p>平成28年4月 当社顧問 (現任)</p>	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまでの百貨店などでの職務経歴を踏まえ、企画、営業を中心とした豊富な専門的見識により、当社の取締役会の更なる機能強化に資すると判断し、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
3	ふる 古 しょう 性 たけ 武 し 志 (昭和36年9月26日生) 新任	昭和59年4月 株式会社横浜銀行入行 平成13年7月 同行大雄山支店長 平成19年2月 同行融資部副部長 平成20年8月 同行横浜駅前支店上席副支店長 平成22年4月 同行茅ヶ崎支店長 平成24年5月 同行町田支店長 平成25年10月 当社経理部副部長 平成25年11月 当社執行役員経理部長(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 これまで当社の執行役員経理部長として主計・財務部門を統括してきた実績と豊富な実務経験を踏まえ、取締役として適任と判断しました。			
4	うえ の けん りょう 上 野 賢 了 (昭和35年5月1日生) 再任	昭和59年4月 京浜急行電鉄株式会社入社 平成10年6月 株式会社京急ショッピングセンター取締役(現任) 平成17年5月 株式会社京急百貨店取締役 平成21年5月 同常務取締役 平成25年6月 株式会社ジェイコム南横浜取締役(現任) 平成25年6月 京浜急行電鉄株式会社取締役(現任) 平成25年6月 株式会社京急百貨店取締役社長(現任) 平成26年5月 当社取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 百貨店等の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その貴重かつ適切な意見を当社の経営に反映していただくためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
5	高橋理一郎 (昭和22年10月17日生) 再任	昭和52年4月 横浜弁護士会入会 昭和55年11月 横浜総合法律事務所設立、同代表弁護士 平成18年6月 株式会社ベクトル社外監査役 平成26年1月 R & G横浜法律事務所同事務所代表 パートナー (現任) 平成26年1月 株式会社サンオータス取締役(現任) 平成27年5月 当社取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			
6	須賀一也 (昭和32年2月12日生) 再任	昭和55年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 昭和59年3月 公認会計士開業登録 平成4年10月 須賀公認会計士事務所代表 (現任) 平成12年4月 監査法人ネクスティ代表社員 (現任) 平成27年5月 当社取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			

- 注記 1. 上野賢了氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役を兼務しております。なお、京浜急行電鉄株式会社は、当社の議決権を14.30%保有する大株主であります。また、株式会社京急百貨店の取締役社長も兼務しており、株式会社京急百貨店は当社と同種の営業を行っております。その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 上野賢了氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
3. 高橋理一郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
4. 須賀一也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は高橋理一郎、須賀一也の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は上野賢了、高橋理一郎、須賀一也の3氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役飯田哲男氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
いほ げ さとる 稲 毛 悟 (昭和31年3月1日生) 新 任	昭和 49年 4 月 当社入社	5,035株
	平成 21年 9 月 同内部監査室兼経理部 グループマネージャー	
	平成 22年 3 月 同経理部グループ長	
	平成 26年 4 月 同経理部部長代理	
	平成 27年 5 月 同補欠監査役 (現任)	

【監査役候補者とした理由】

当社の経理部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性や適正性の見地から、監査役として適任と判断しました。

- 注記 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、稲毛悟氏の監査役選任が承認可決された場合には、当社は稲毛悟氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、井瀬聡氏は監査役稲毛悟氏の補欠、林宇一郎氏は社外監査役2名の補欠であります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	井瀬聡 (昭和34年5月14日生)	昭和57年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社 平成7年2月 同経理部課長 平成12年4月 株式会社サンエース入社 平成18年11月 株式会社成城石井入社 管理本部経理部長 平成28年4月 当社経理部部長代理(現任)	0株
【補欠監査役候補者とした理由】 これまでの職務経歴を踏まえ、経理部門における実務経験の豊富さ、専門的見識に基づいた妥当性及び適正性の見地から、補欠監査役として適任と判断しました。			
2	林宇一郎 (昭和16年8月15日生)	昭和40年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和46年2月 公認会計士・税理士林宇一郎事務所長(現任) 昭和52年9月 上智大学外国語学部比較文化学科(旧国際部)非常勤講師 昭和58年9月 国際協力事業団(現国際協力機構)神奈川国際水産研修センター講師 昭和63年4月 監査法人稜陽会計社設立代表社員(現任) 平成23年5月 当社補欠監査役(現任)	6,000株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会および監査役会に反映していただけると判断したためです。			

- 注記 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 井瀬聡氏が当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
3. 林宇一郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
4. 林宇一郎氏が、当社の監査役に就任された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
5. 林宇一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

「当社の社外取締役選任方針」

1. 社外取締役の役割ならびに選任について

当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。

なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。

- ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
- ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
- ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
- ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること

2. 社外取締役の独立性について

当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない

- ① 当社グループを主要な取引先とする者
- ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者
- ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
- ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
- ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事 その他の業務執行者である者
- ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑫ 上記①～⑪に過去3年間において該当していた者
- ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

(注) ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者 (又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者 (又は会社) の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者 (又は会社)」をいう。

2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者 (又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行なっている者 (又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者 (又は会社)」をいう。

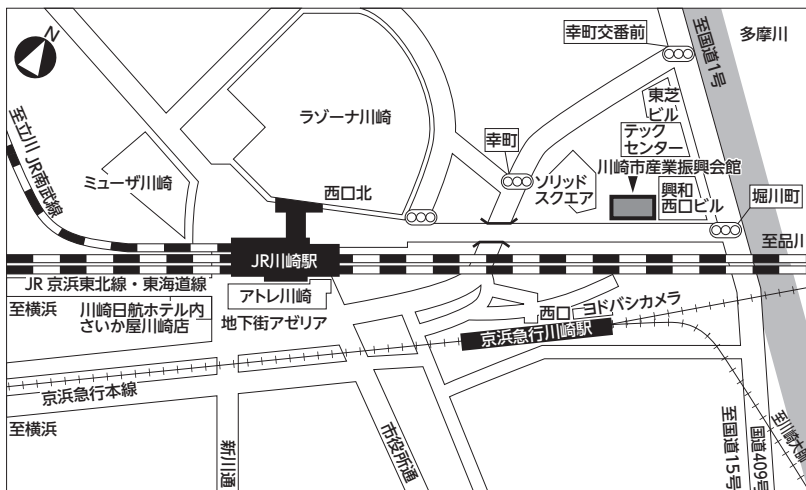
3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20

川崎市産業振興会館 1階ホール



- ※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。
JR川崎駅から徒歩8分、京浜急行京急川崎駅から徒歩7分。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。